

6歳未満の外来患者様における 基本料算定方法の変更についてのお知らせ

平素より当院の運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。当院では令和8年1月1日より、6歳未満の患者様が外来受診された際に請求させていただく診療報酬の基本料を、以下のとおり変更いたします。

変更前：小児科外来診療料

変更後：初診料／外来診療料

これに伴い診療内容が変化することはございませんが、会計の際にお渡しする診療明細書の記載内容が一部変更となります。

また、患者様のご負担額につきましては、今までと変わらず柏崎市こども医療費助成により通院1回につき530円までとなりますので、会計窓口にて受給者証のご提示をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、会計窓口までお問い合わせください。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。